



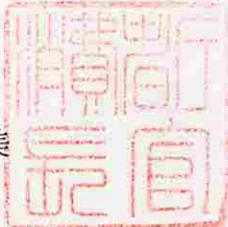
消表対第1466号  
平成29年10月26日

## 行政文書不開示決定通知書

中山 理司 様

消費者庁長官

岡 村 和 美



平成29年10月17日受付第情30号で請求のありました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」といいます。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことに決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 開示請求の対象行政文書の名称

消費者庁が景品表示法違反を理由に措置命令を出した結果、対象となった事業所が倒産した事例に関して消費者庁が作成し、又は取得した文書（直近のもの）

#### 2 不開示部分及び不開示理由

消費者庁において、上記1の行政文書を作成又は取得する慣行はなく、また実際に同行政文書を作成又は取得していないことから、保有していない。

#### 3 行政不服審査法の規定及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求することができます。行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

以上

平成 29 年 10 月 27 日

行政文書不開示決定通知書等の御送付

山中 理司 様

消費者庁表示対策課

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 29 年 10 月 17 日受付第情 30 号で請求のありました行政文書の開示請求につきまして、下記の書類をお送りいたします。

よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

記

- 行政文書不開示決定通知書（消表対第 1466 号）

連絡先：消費者庁表示対策課

Tel 03 - 3507 - 8800 (内線 2469)